

平成29年9月28日
海事局安全政策課船舶安全基準室

国際海事機関(IMO)における係船オペレーション安全対策の動向

1. IMOの小委員会での審議状況(平成29年2月)

平成29年2月13日から17日にかけて、英国ロンドン国際海事機関(IMO)本部にて、第4回船舶設計・建造小委員会が開催され、係船作業の安全対策に関する審議が行われました。

我が国から、係船索の破断事故の防止には点検・保守の確実な実施が重要として、係船索の点検・保守に関するガイドラインを作成すべきと提案したところ、各国等の支持を得て、ガイドライン作成に向けた検討を実施することになりました。

2. 次回小委員会(平成30年1月)に向けた審議状況

CG^注(日本及びデンマークが共同コーディネータ)が設置され、係船索の点検・保守に関する項目を含め、以下の海上人命安全(SOLAS)条約改正案及びガイドライン案の作成が進められています。これらCGで検討が進められた案をベースに、次回小委員会(平成30年1月)で引き続き検討が行われます。

(注) 会期間にemailを活用して審議をするグループ

● 海上人命安全条約(SOLAS条約)改正案

現行規則では、係船設備に対して安全な使用荷重に関する要件のみが規定されているところ、策定中のガイドラインに基づく係船設備の設計及び係船索を含む係船装置の適切な選定に関する要件等を追加するもの。

● 係船設備に関するガイドライン案

安全な係船作業のため、係船設備の設計及び係船索を含む係船装置の選定に関して新たなガイドラインを策定するもの。

現在の案では、係船索の摩耗や裂傷を最小化するための係船設備の配置に関する要件、係船索を含む係船装置の使用目的に応じた適切性の確保や保守に関する要件等が定められている。

● 係船オペレーションに関するガイドライン案

係船索の点検・保守に関する新たなガイドラインを策定するものであり、現在の案では具体的には以下の要件が定められている。

- 船会社は、係船作業や係船設備(係船索を含む)の保守の手順を定める
- 係船作業に携わる者は、係船の作業計画や段取りを理解し、安全確保のため打ち合わせを行い、適切な通信手段を確保する
- 係船索の劣化による破断防止のため、保守計画等に係船索の定期的点検を含める
- 係船索の点検や使用中止の判断においては、製造者の推奨や業界ガイドラインを活用する
- 係船索の点検や保守の結果は記録し、船上で保管する